

公益財団法人日立市スポーツ協会加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日立市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第14条に定める加盟団体等に関する規程について、必要な事項を定める。

(加盟団体の資格要件)

第2条 加盟団体は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 市内全域若しくは一定地域を統轄できるスポーツ団体であり、市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及事業及び研修事業を実施することができ、その活動の成果を期待できる団体
- (2) 宗教、政治及び営利を目的としない団体
- (3) 年間を通じ、継続して事業を実施している団体
- (4) 過去に堅実な実績を持ち、次に掲げる事項が満たされている団体
 - ア 団体の規約等が制定されている団体
 - イ 意思の決定及び運営する組織を有する団体
 - ウ 活動の本拠地としての事務局を有する団体
 - エ 経理を監査する会計機関等を有する団体

(加盟団体)

第3条 協会が定款第10条に定める加盟団体は、次のとおりとする。

- (1) 市内を統轄する各種のスポーツ競技団体 別表第1
- (2) スポーツ活動を通じ青少年の健全育成を推進する団体 別表第2
- (3) 一定の地域を統轄する地区体育振興団体 別表第3
- (4) 市内を統轄する学校体育団体 別表第4
- (5) 市内に事業所を有する職場・職域の体育団体 別表第5
- (6) 協会の目的及び事業に賛同する団体 別表第6

(負担金)

第4条 加盟団体は、毎年5月末日までに加盟負担金を協会に納入しなければならない。

2 各団体の加盟負担金は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1と別表第3に記載する団体 … 年額1団体 10,000円
- (2) 別表第2及び別表第4から別表第6までに定める加盟団体については、加盟負担金を要しない。

(加盟申請)

第5条 協会に加盟しようとする団体は、次の各号に掲げる書類を提出し理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地及び連絡責任者

- (3) 団体規約
- (4) 役員名簿
- (5) 所属団体一覧表
- (6) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (7) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

2 別表第2及び別表第4から別表第6までに定める加盟団体は、前項第6号及び第7号の書類の提出を要しない。

(協会理事及び評議員候補者の届出)

第6条 協会への加盟承認を受けた団体は、直ちに第4条による加盟負担金を納入し、協会理事及び評議員候補者1名を選出し、届出なければならない。

2 別表第5及び別表第6までに定める加盟団体については、別に定めるところによる。

(変更事項の届出義務)

第7条 加盟団体は、届出た協会理事及び評議員候補者、団体規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(事業計画書等の届出)

第8条 加盟団体は、毎年5月末日までに次の各号に掲げる書類を協会に届出なければならない。

- (1) 当該年度の事務局所在地及び連絡責任者
- (2) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (4) 所属団体又は会員一覧表
- (5) 当該年度の総会資料
- (6) その他協会が指定する書類

2 前項第1号から第4号の届出については、その内容が前項第5号中に明記されている場合に限り、前項第5号の届出をもって代えることができる。

3 別表第2及び別表第4から別表第6までに定める加盟団体は、第1項第2号から第5号までの書類の提出を要しない。

(脱退及び休会)

第9条 協会は、加盟団体から申請があった場合及び、加盟団体が第2条に定める資格要件を満たさないと判断される場合において、理事会及び評議員会の議決を経て当該加盟団体を脱退又は休会とすることができる。

2 休会の期間は2年間とし、期間中に第5条による加盟申請がなされなかった場合は脱退したものとみなす。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、理事会の議決の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附則（平成15年10月27日改正）

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則（平成17年5月30日改正）

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成19年3月26日理事会議案第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月28日理事会議案第13号）

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年5月27日理事会議案第5号）

- 1 この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程の制定に伴い、平成4年4月1日から適用した財団法人日立市体育協会加盟団体に関する規程は廃止する。

附則（平成26年1月29日理事会議案第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年6月7日理事会議案第1号）

この規程は、平成30年6月7日から施行する。

附則（令和4年3月22日理事会議案第13号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、平成25年4月1日から適用した公益財団法人日立市体育協会加盟団体に関する規程は廃止する。

別表第 1

No.	加盟団体名
1	茨城県アマチュアゴルフ連盟日立支部
2	日立市空手道連盟
3	日立市弓道連盟
4	日立市クレール射撃協会
5	日立地区剣道連盟
6	日立市ゲートボール連合会
7	日立市サッカー協会
8	茨城県県銃剣道連盟日立支部
9	日立市柔道協会
10	日立市水泳協会
11	日立市スケート連盟
12	日立市ソフトテニス協会
13	日立市ソフトボール協会
14	日立市ターゲットバードゴルフ連盟
15	日立市卓球協会
16	日立市ダンススポーツ連盟
17	日立市テニス協会
18	茨城県軟式野球連盟日立支部
19	日立市バスケットボール協会
20	日立市バドミントン協会
21	日立市バレーボール協会
22	日立市フォークダンス連合会
23	日立市ボウリング連盟
24	日立市ラグビー協会
25	日立市陸上競技協会
26	日立市レクリエーション協会
27	日立市グラウンドゴルフ協会

別表第 2

No.	加盟団体名
1	日立市スポーツ少年団本部

別表第 3

No.	加盟団体名
1	豊浦地区体育振興会
2	日高学区市民自治会
3	田尻学区体育振興会
4	滑川地区体育振興会
5	中里地区体育振興会
6	日立地区体育振興会
7	成沢地区体育振興会
8	多賀地区体育振興会
9	金沢学区体育振興会
10	大沼学区体育振興会
11	水木学区コミュニティ推進会
12	大みか学区コミュニティ推進会
13	南部地区体育研究会

14	坂下地区体育振興会
15	十王地区体育振興会

別表第 4

No.	加盟団体名
1	日立市小学校体育連盟
2	日立市中学校体育連盟
3	日立市内高等学校体育連盟

別表第 5

No.	加盟団体名
1	日立製作所日立事業所
2	日立グローバルライフソリューションズ
3	日立製作所サービス&プラットフォームビジネスユニット大みか事業所
4	日立製作所日立研究所
5	日立製作所日立総合病院
6	J X 金属日立事業所
7	日立セメント
8	日立金属茨城工場
9	昭和電工マテリアルズ山崎事業所
10	日立リアルエステートパートナーズ
11	日立物流東日本
12	日立パワーソリューションズ
13	大陽日酸東関東
14	日立パワーデバイス
15	日立埠頭
16	日立ドキュメントソリューションズ
17	日立アプライアンステクノサービス
18	日立産業制御ソリューションズ
19	日立製作所工業協同組合
20	東京電力日立営業センター
21	東京ガス日立支社

別表第 6

No.	加盟団体名
1	日立ロータリークラブ
2	日立南ロータリークラブ
3	日立港ロータリークラブ
4	日立北ロータリークラブ
5	日立中央ロータリークラブ
6	日立ライオンズクラブ
7	日立中央ライオンズクラブ
8	日立桜ライオンズクラブ
9	日立商工会議所
10	日立青年会議所